

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令案」等についての  
意見・情報の募集についての主な御意見の内容とそれに対する考え

○主な御意見の内容及びそれに対する考え

	御意見の概要	回答
1	<p>「基盤確立事業の認定を受けた者」について、特に個人の有機農業従事者を法人と同様に扱うことは、多大な負担がかかるため、種苗法に基づく出願料及び登録料は免除するべきではないか。</p>	<p>該当の規定は、環境負荷の低減に資する研究開発等を指す「基盤確立事業」において、新品種の開発をし、さらに種苗法の品種登録出願を行った場合の登録料・出願料の減額割合を定めるものですが、当該事業は、個人の有機農業者が登録・出願するというよりも、容易に農林漁業における環境負荷の低減に取り組める環境を全国的に整備する観点から、事業展開による環境負荷低減の効果が広域的に及ぶような規模の事業者を念頭に置いています。</p> <p>このため、品種の登録・出願においては、品種の育成者に一定の自己負担を課すこととし、他の同様の特例も参考に、出願料及び登録料については4分の3に相当する額を軽減することといたします。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学肥料及び農薬の量の減少や温室効果ガスの排出の量の削減のみでは生物多様性の保全が十分図られないため、生物多様性の保全に資する活動を環境負荷低減事業活動の対象とすべきではないか。</li> <li>・ 畜産農家、養殖水産事業者における環境負荷低減型飼料（環境へのリンの排出量を低減するために飼料添加物の酵素であるフィターゼを添加した飼料、窒素の排出量を低減するために同プロテアーゼを添加した飼料や飼料中のたん白質含量を低下させ、不足する結晶アミノ酸を添加した飼料等）の利用を、環境負荷低減事業活動の対象とすべきではないか。</li> <li>・ 温室効果ガスの吸収の事業を環境負荷低減事業活動の対象とすべ</li> </ul>	<p>「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」において、法律の委任に基づき定める環境負荷低減事業活動は、「農林漁業に由来する環境への負荷の低減に相当程度資するものとして農林水産大臣が定める事業活動」としています。</p> <p>この事業活動の具体的な内容は、今後、今回頂いた御意見をはじめ、各般の御意見を踏まえて検討し、今回と同様に意見公募手続を経た上で告示で定めることとなります。今後の具体化に当たっては、今回頂いた御意見も、よく参考にさせていただきます。</p>

	<p>きではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養殖産業における循環型陸上養殖についても環境負荷低減事業活動の対象とすべきではないか。</li> </ul>	
3	<p>環境負荷低減事業活動実施計画の申請に係る手続について</p> <p>環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定の申請における申請書に添付する必要書類については、以下の書類を追記すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「国家生物多様性戦略」、「生物多様性地域戦略」、「農水省生物多様性戦略」等の生態系への配慮に係る法制度・計画のうち、当該申請事業の関連目標・指標等への貢献度又は具体的な生態系・生物多様性回復に係る目標値を記載した書類。</li> </ul>	<p>法律上、環境負荷低減事業活動については「環境負荷の低減及び当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資する」場合等、特定環境負荷低減事業活動については「地域における環境負荷の低減の効果を相当程度高めるものであると認められ、かつ、当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資する」場合等に、それぞれ実施計画の認定を受けることができるとされています。</p> <p>省令において一律に求める申請書の添付書類は、この認定要件を確認するために最低限必要なものを、申請書作成の負担や生産現場の実態等も勘案しながら規定するものであり、環境負荷低減事業実施計画（特定環境負荷低減事業実施計画）において、当事者の目標と実現に向けた具体的取組内容を記載することとしているため、確認できるものと考えています。</p>
4	<p>基盤確立事業実施計画の認定の申請について</p> <p>基盤確立事業実施計画の認定の申請書の添付書類について、以下の書類を追記すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「国家生物多様性戦略」、「生物多様性地域戦略」、「農水省生物多様性戦略」等の生態系への配慮に係る法制度・計画のうち、当該申請事業の関連目標・指標等への貢献度、または、具体的な生態系・生物多様性回復にかかる目標値を記載した書類。</li> </ul>	<p>法律上、基盤確立事業は「環境への負荷の低減の効果の増進又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値向上に相当程度寄与するものである」場合等に実施計画の認定を受けることができるとされています。</p> <p>省令において一律に求める申請書の添付書類は、この認定要件を確認するために最低限必要なものを、申請書作成の負担や生産現場の実態等も勘案しながら規定するものであり、基盤確立事業実施計画において、当事者の目標と実現に向けた具体的取組内容を記載することとしているため、確認できるものと考えています。</p>

5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生物多様性を最大限考慮する」の文言を「みどり法」の中に組み入れて頂きたい。</li> <li>・基盤確立事業の技術開発にゲノム編集に関するものでないことを明記すべき。</li> <li>・基盤確立事業に「農地の生物多様性に資する事業」を追加すべき。</li> <li>・基盤確立事業に「固定種育成に関する事業」も追加すべき。</li> <li>・特定環境負荷低減事業活動は、「集団又は相当規模で行われること」が要件とされているが、表現を改めて、経営規模の大小や専兼業の形態にかかわらず支援の対象となることを明記してほしい。</li> </ul>	<p>法律の条文の文言の変更・追加に関する御意見のため、御指摘の事項を政省令の規定に反映することは困難です。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産大臣が環境負荷低減事業活動の内容を定めるに当たって、環境 NGO も含めた検討会で内容を吟味するべきではないか。</li> <li>・今後の法律施行令案等の検討に当たっては、生物多様性に関連した学識経験者、市民団体との積極的な意見交換を強く申し入れます。</li> <li>・環境負荷低減事業活動及び特定環境負荷低減事業活動の活動認定の期限（5年）を設けるべきではないか。</li> <li>・環境負荷低減事業活動の実施に際し、生物多様性への影響を評価・検証する仕組みを定め、事業実施前及び実施後に地域の生物相に詳しい者から必要な助言・指導を受ける機会を設けるべきである。</li> <li>・各事業計画について、農林水産業における環境負荷の低減を図るのみならず、生物多様性の損失リスク・脅威の分析と維持・向上のための施策を含めるべきである。また、農林水産省が省令に基づき同計画に同意する際には、対象地域の生物多様性の損失リスク・脅威の分析とともに生物多様性の維持・向上が図られていることを要件とし、ネイチャーポジティブの実現が図られているかを確認するとともに、対象となる生態系を専門領域とする学識経験者の意見を求</li> </ul>	<p>法律の運用に関しては、今後、基本方針、告示等を定めることとしており、運用の内容については、関係者との意見交換や意見公募手続等を踏まえて検討していくことになります。</p>

<p>めるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・基本計画に係る手続において、「生物多様性地域戦略」内に規定された農林水産業関連の指標に係るモニタリング及び農林水産業関連用地における目標・対策等に準拠し、基本計画内に当該地域戦略と一貫した生物多様性保全関連の指標を加えることを追加すべき。</li><li>・各自治体における「特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画」の認定においては、同計画において当該地域の生物多様性の損失リスクと脅威が正確に説明され、生物多様性の維持・向上のための配慮が十分になされているかの確認を要件とし、必要に応じて学識経験者等の確認を踏まえて認定を行うべきである。</li><li>・農水省生物多様性戦略及び環境省国家生物多様性戦略における目標値達成状況の評価報告が今後必要となるため、「国家生物多様性戦略」、「生物多様性地域戦略」、「農水省生物多様性戦略」等の生態系への配慮に係る法制度・計画のうち、当該申請事業の関連目標・指標等への貢献度」及び「具体的な生態系・生物多様性回復に係る目標値」を農水省大臣へ報告することとすべき。</li></ul>	
--	--

※ このほか、政策面から、食料自給率の向上、小規模有機農業者・中山間地域農業者・認定者等への支援、生物多様性に関する取組に対する税制優遇、地産地消の推進、有機農産物の学校給食での活用、環境負荷低減に係る食材の利用推進、ゲノム編集技術に対する懸念、種苗政策の在り方、食品表示などの消費者への情報提供の在り方、研究の推進と技術の普及の在り方、食品ロス対策等について幅広く御意見を頂戴しました。

本意見公募の対象は、法律の委任に基づいて定める「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令案」等の規定に関するものであるため、政策に関するこれらの御意見は、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。